

## 別紙 1

### 火の山公園観光プロモーション業務委託仕様書

- 1 業務名 火の山公園観光プロモーション業務
- 2 業務目的 火の山再編整備計画（光の山プロジェクト）に伴い、整備するアスレチックエリア、ヒノヤマリング（展望機能のある施設）、キャンプ場など、新たに創出される魅力を広く発信することで、本市への来訪意欲を喚起させるとともに、火の山を含む周辺エリアへの誘客及び周遊促進につなげることを目的とする。
- 3 業務場所 下関市内ほか
- 4 業務期間 契約締結日から令和9年3月30日まで
- 5 業務内容
  - (1) ターゲット等の設定
    - (ア) プロモーションのエリア設定は以下のとおりとする。
      - (a) 福岡県を中心とした九州エリア
      - (b) 山陽新幹線沿線の中国・関西エリア
    - (イ) 火の山に整備する新しい各コンテンツに応じて効果的なターゲット層（年代・性別など）を設定すること。
    - (ウ) 必ずしも（ア）及び（イ）のターゲットに準拠する必要はなく、業務の目的を達成するため、各種データ等にもとづくターゲット設定を提案することは妨げない。
    - (エ) ターゲットの詳細は、下関市と協議の上、決定すること。
  - (2) プロモーション
    - (ア) 情報発信の媒体・手法
      - (a) 設定したターゲット層に効果的かつ効率的に訴求できるデジタル等を活用した発信媒体（動画配信、SNSなど）を組み合わせたメディアプランを提案すること。
      - (b) 多くのターゲットに対し、火の山及び周辺観光コンテンツ等の魅力を訴求できるように、情報の拡散を行うこと。
      - (c) SNS広告等を用いる場合は、下関市が保有するアカウントと連携して配信すること。
    - (イ) クリエイティブ（広報素材等）の制作

- (a) 本業務で使用する発信媒体において、ターゲット層に対する最適なクリエイティブを制作すること（素材の取材・撮影等を含む。）。
- (b) 3種類以上のクリエイティブを制作し、観光シーズンごとに展開すること。
- (c) クリエイティブの詳細は、提案書をもとに下関市と協議の上、決定すること。
- (d) 制作したクリエイティブは、業務終了後も下関市が使用できるものとする。

(ウ) 発信内容

- (a) 火の山を含む周辺エリアの誘客及び周遊促進につながる発信内容とすること。
- (b) 下関市への滞在イメージも訴求し、ターゲットが実際に行程に組み込めるような工夫をすること。
- (c) 今後インバウンドへの発信を検討しているため、テロップやナレーションを使用する場合は、日本語と英語に対応したものとする。ただし、完成した動画の切り抜き使用にも対応するため、テロップやナレーションは、必要最小限とすること。

(エ) 独自提案

本事業の目的を達成する上で、効果的な独自の提案があればその内容を記載すること。

(3) 効果検証及び分析

- (ア) 本業務の目的を達成するうえで必要なK P I（目標項目と目標値）を具体的に設定し、提案書に記載すること。
- (イ) K P Iの具体的な測定方法と測定時期を示すこと。
- (ウ) 設定したK P Iを達成した場合も、事業成果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用を行うこと。

6 業務の実施体制

- (1) 業務の進捗を管理する総括責任者を1人配置すること。業務を効果的に実施するための担当者を1人以上配置すること。
- (2) 必要に応じて、下関市と協議を行うこと。
- (3) 協議の実施後、受託者は協議内容をまとめた報告書を下関市に提出すること。

7 業務実施計画書

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施体

制、業務内容、スケジュール等)を作成し、下関市に提出すること。

(2) 実施計画を変更しようとする場合は、速やかに下関市の承認を得ること。

## 8 成果物及び提出物

### (1) クリエイティブ

本業務により制作したクリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。

### (2) 成果報告書

本業務を完了したときは、業務内容、状況及び実績がわかる成果報告書を提出すること。

## 9 留意事項

(1) クリエイティブ等は、下記に留意して制作すること。

- ・火の山地区観光施設再編整備ブランドコンセプト
- ・火の山ブランドガイドライン

(2) 本業務により新たに制作した成果物(データ、イラスト、写真、文章、デザイン、プログラム等)の著作権について、著作権法第21条から第28条に定める権利(著作権(財産権))は、下関市に無償で譲渡するものとする。また、著作権法第18条から第20条に定める権利(著作者人格権)について、受託者は権利行使をしないものとする。

(3) 本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が下関市の責に帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(4) 成果物が仕様に反することが判明した場合には、納品後であってもデータの修正を行うこと。

## 10 その他

仕様書に定めのない事項については、下関市と協議の上、定めるものとする。

## 11 参考資料

- ・火の山地区観光施設再編整備ブランドコンセプト
- ・火の山ブランドガイドライン